小豆島ショッピングセンター（№1541）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月26日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

<table>
<tr><td>届出者の氏名又は名称及び住所</td><td>名　称　ＤＣＭ株式会社
住　所　東京都品川区南大井六丁目22番７号
名　称　株式会社マルヨシセンター
住　所　高松市国分寺町国分367番地１
名　称　株式会社レデイ薬局
住　所　愛媛県松山市南江戸四丁目３番37号
名　称　アイル・パートナーズ株式会社
住　所　高松市花園町一丁目２番11号
名　称　株式会社パリミキ
住　所　東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号</td></tr>
<tr><td>大規模小売店舗の名称及び所在地</td><td>名　称　小豆島ショッピングセンター
所在地　小豆郡土庄町渕崎1447番１　外</td></tr>
<tr><td>変更した事項</td><td>（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】
<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr><tr><td>ＤＣＭ株式会社</td><td>東京都品川区南大井六丁目22番7号</td><td>石黒　靖規</td><td></td></tr><tr><td>株式会社マルヨシセンター</td><td>高松市国分寺町国分367番地１</td><td>佐竹　克彦</td><td></td></tr><tr><td>株式会社レデイ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目３番37号</td><td>白石　明生</td><td></td></tr><tr><td>アイル・パートナーズ株式会社</td><td>高松市花園町一丁目２番11号</td><td>本多　武治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社パリミキ</td><td>東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号</td><td>恒吉　裕司</td><td></td></tr></table>
【変更後】
<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr><tr><td>ＤＣＭ株式会社</td><td>東京都品川区南大井六丁目22番7号</td><td>神谷　浩邦</td><td>R8.3.1
代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社マルヨシセンター</td><td>高松市国分寺町国分367番地１</td><td>佐竹　克彦</td><td></td></tr><tr><td>株式会社レデイ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目３番37号</td><td>①三橋 信也
②藤田 和郎</td><td>①R6.11.14
代表者変更
②R7.3.1
代表者変更</td></tr><tr><td>アイル・パートナーズ株式会社</td><td>高松市花園町一丁目２番11号</td><td>加藤　美有紀</td><td>R6.5.29
代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社パリミキ</td><td>東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号</td><td>呉　哲民</td><td>R8.3.11
代表者変更</td></tr></table>
（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</td></tr>
</table>

小豆島ショッピングセンター（№1541）

【変更前】

名称	住所	代表者氏名	備考
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目 22 番7号	石黒　靖規	
株式会社マルヨシセンター	高松市国分寺町国分 367 番地１	佐竹　克彦	
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目３番 37 号	白石　明生	
アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目２番 11 号	本多　武治	
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号	恒吉　裕司	
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町１番１号	上野　善紀	

【変更後】

名称	住所	代表者氏名	備考
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目 22 番7号	神谷　浩邦	R8.3.1 代表者変更
株式会社マルヨシセンター	高松市国分寺町国分 367 番地１	佐竹　克彦	
株式会社レデイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目３番 37 号	①三橋　信也 ②藤田　和郎	①R6.11.14 代表者変更 ②R7.3.1 代表者変更
アイル・パートナーズ株式会社	高松市花園町一丁目２番 11 号	加藤　美有紀	R6.5.29 代表者変更
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号	呉　哲民	R8.3.11 代表者変更
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町１番１号	佐野　財丈	R7.4.1 代表者変更

変更の年月日	上記備考欄のとおり
変更する理由	上記備考欄のとおり

２　届出年月日　　令和８年 10 月 16 日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　土庄町商工観光課
縦覧期間：　令和８年 10 月 26 日から令和９年２月 26 日まで

４　意見書の提出
法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年２月 26 日）に次の提出先に提出することができる。
なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目
ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
エ　意見の内容

提出先

小豆島ショッピングセンター（№1541）

〒760-8570　高松市番町四丁目１番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ